

本計画は、当地域において公害防止施策を総合的計画的に推進していく上での基本となる計画である。

本計画の策定に当たっては、既存の諸計画との整合性に十分配慮したところであるが、今後、当地域の開発に関しては、本計画との調和が図られることが重要である。

また、当地域において策定されている県及び市町の環境基本計画と本計画が、全体として整合し、かつ、円滑に実施されるよう配慮するものとする。

### 3 防災都市づくりに向けた取組

阪神・淡路大震災は、多くの人命を奪い、まちを破壊するとともに、大量の災害廃棄物の発生等環境へ短期間に多大な負荷を及ぼした。震災直後から、環境への負荷を抑制するため、震災で発生した膨大な廃棄物の処理をはじめ、倒壊した建築物の解体撤去工事に伴うアスベスト・粉塵の飛散防止対策、震災に伴い廃棄される冷蔵庫や空調設備からのフロンの回収、大気質や水質等の調査に取り組んできた。

震災からの本格的復興に当たっては、「阪神・淡路震災復興計画 後期5か年推進プログラム」に基づき、『人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくり』を基本理念とし、「災害に強く、安心して暮らせる都市づくり」や「多核・ネットワーク型都市圏の形成」等を基本目標に創造的復興を進めることとしている。

災害に強いまちづくりについては、公害防止施策等も密接な関連を有することから、本計画においても、公害防止施策等がこれに寄与するよう必要な配慮を行うものとし、まちづくりや社会資本の整備等に関しては、次のことに配慮し、関係者の協力・連携のもとに推進していく。

- (1) 多核ネットワーク型都市構造の形成により、まちの機能の分散化・多様化を推進し環境への負荷の集中を回避する。
- (2) 交通量の分散やモーダルシフト、道路構造の改良、自動車乗り入れ抑制対策等を推進するとともに、鉄道等の公共交通機関やパークアンドライド施設を充実する。
- (3) 中水道システムの整備等下水処理水の有効利用や雨水利用施設の整備等により、水の有効利用を進めるとともに、緑地の保全や緑化の推進、雨水浸透施設の整備等により河川流域の保水性を向上し、又、災害時における防火用水等の利用を考慮する。
- (4) リサイクルのための設備やシステム、廃棄物の処理施設を充実するとともに、広域処理体制を強化する。
- (5) 太陽光エネルギー等の自然エネルギー、ごみ焼却廃熱等の未利用エネルギーを利用した施設や、コージェネレーションシステム等の積極的導入の一層の推進を図る。  
特に、防災拠点としての役割も期待される公共公益施設には、災害時のエネルギーの代替・自立機能の確保にもなるため先導的な導入を推進する。